

「ビルメンテナンス業における化学物質管理」 について説明会を開催しました

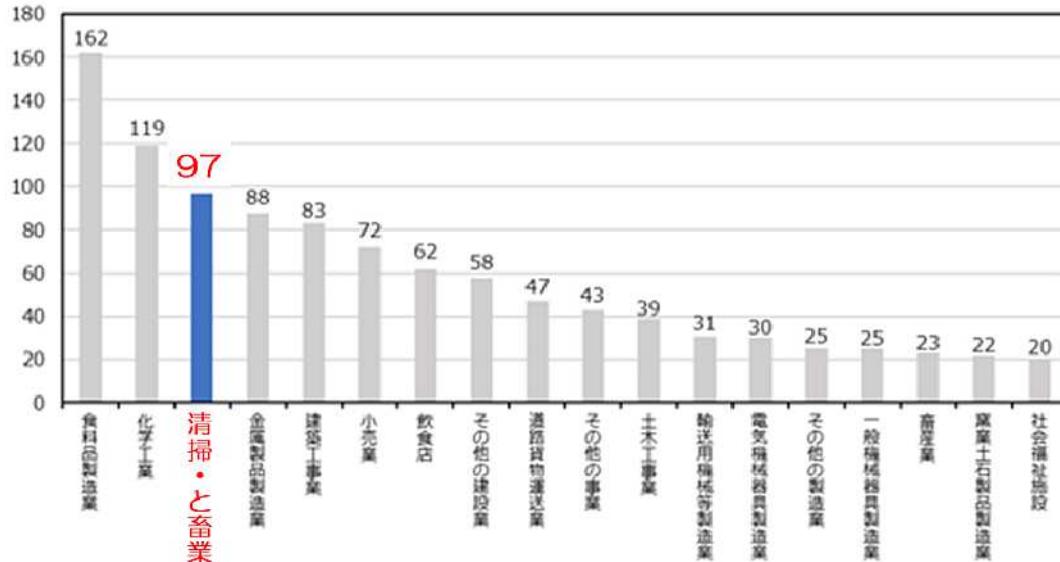
【労働安全衛生関係法令の改正 - 新たな化学物質規制がスタート】

労働安全衛生関係法令の改正による新たな化学物質規制は令和6年4月より全面施行となりました。

本改正では、規制対象物が危険有害性が確認されている物質全てに拡大され、業種・事業規模を問わず、化学物質管理者の選任やリスクアセスメントの結果に基づきばく露を最小限とすること等が義務付けられています。

業務上日常的に使われる洗浄剤や漂白剤・かび取り剤などにもこれら規制対象物が含まれているものがあり、これまで化学物質管理になじみのなかった事業者も対象となっています。

【表1】



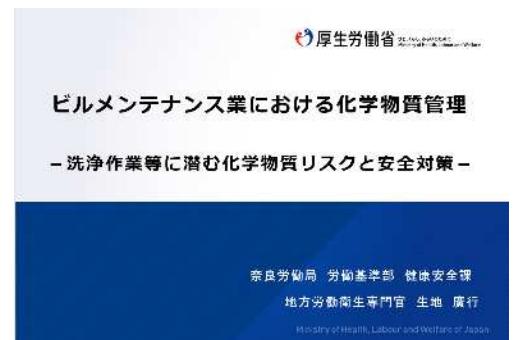
厚生労働省「化学物質の性状に関連の強い労働災害の分析結果」より

【「有害物等との接触」により生じた労働災害は、「清掃・と畜業」で多発】

「化学物質の性状に関連の強い災害」のうち、「有害物等との接触」による労働災害3年分（令和元年から3年）を分析したところ、表1のとおり、「清掃・と畜業」で労働災害が多発している等の理由から、奈良県下のビルメンテナンス業関係者を対象に、ビルメンテナンス業における化学物質管理の推進に自律的に取り組むための契機としていただきたく、令和7年12月10日（水）午後1時30分から、奈良労働局において、説明会を開催いたしました。

【洗浄作業等に潜む化学物質リスクと安全対策】

説明会においては、事故事例の多い洗浄剤等による事故の防止について解説したうえで、事例、取り組み、課題や対応等について説明を行いました。



化学物質管理について説明する 生地地方労働衛生専門官

【配布資料】

説明資料「ビルメンテナンス業における化学物質管理」

説明資料「ビルメンテナンス業における化学物質管理」(補助資料)

ビルメンテナンス業での洗浄作業（化学物質管理マニュアル 解説テキスト）

ビルメンテナンス業におけるボリッシャーでの床洗浄作業（化学物質管理マニュアル）

ビルメンテナンス業におけるトイレ洗浄作業（化学物質管理マニュアル）

ビルメンテナンス業におけるシンク洗浄作業（化学物質管理マニュアル）

ビルメンテナンス業におけるカーペット等のしみ抜き作業（化学物質管理）

皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル（概要）

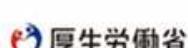
新たな化学物質規制が導入されます

化学物質による労働災害防止のため

職場における熱中症対策の強化について

1990-1991 學年上學期評語

「職場の化学物質管理の道しるべ ケミガイド」で必要な対応をチェック



奈良労働局